

人材紹介基本契約書

[求人企業名](以下「甲」という)と、Pacific Reach Advisors合同会社(以下「乙」という)は、乙が甲に対して行う有料職業紹介業務に関し、次の通り契約を締結する。

第1条(目的)

乙は甲に対し、甲の求める条件に合致する求職者を紹介し、甲乙協力して円滑な採用活動を行うことを目的とする。

第2条(労働条件の明示)

乙は、甲から提供された求人情報に基づき、求職者に対して従事すべき業務の内容および就業の場所(それぞれの変更の範囲を含む)、契約期間(更新上限を含む)、賃金等の労働条件を法令(2024年4月改正職業安定法等)に従い、適切に明示するものとする。

第3条(紹介手数料)

甲が乙の紹介した求職者を採用した場合、甲は乙に対し、以下の紹介手数料(成功報酬)を支払うものとする。

- 紹介手数料の額: 採用者の入社後1年間における理論年収の100分の15(消費税別)
- 支払時期: 対象者の入社日の属する月の翌月末日までに支払う。

第4条(返金規定)

乙の紹介により採用された者が、入社後、自己都合により早期に退職した場合には、乙は受領した紹介手数料を以下の割合で甲に返金する。

- 入社1ヶ月未満の離職: 紹介手数料の 80%
 - 入社1ヶ月以上3ヶ月未満の離職: 紹介手数料の 50%
- ※ただし、甲の責めに帰すべき事由(解雇、労働条件の相違等)による退職の場合は、返金の対象外とする。

第5条(通知義務)

甲は、乙から紹介を受けた求職者の選考結果(採否)、および採用後の入社日・条件・離職の事実について、速やかに乙に通知しなければならない。

第6条(直接採用の禁止)

甲は、本契約期間中および契約終了後1年以内に、乙の紹介した求職者を、乙を介さずに直接雇用してはならない。万一これに違反した場合、甲は乙に対し第3条所定の手数料相当額を支払うものとする。

第7条(個人情報の保護)

甲および乙は、本業務を通じて知り得た個人情報を、職業安定法および個人情報保護法に基づき厳重に管理し、本目的以外に使用してはならない。

第8条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、自らおよび役員が反社会的勢力に該当しないことを保証し、これに反した場合は、催告なく本契約を解除できる。

第9条(有効期間)

本契約の有効期間は締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに申し出がない場合は、さらに1年間自動更新されるものとする。

令和[]年[]月[]日

(甲)所在地:

社名:

代表者名: 印

(乙)所在地: 栃木県栃木市藤田町432

社名: Pacific Reach Advisors合同会社

代表者名: スクライザック 亜季子 実印